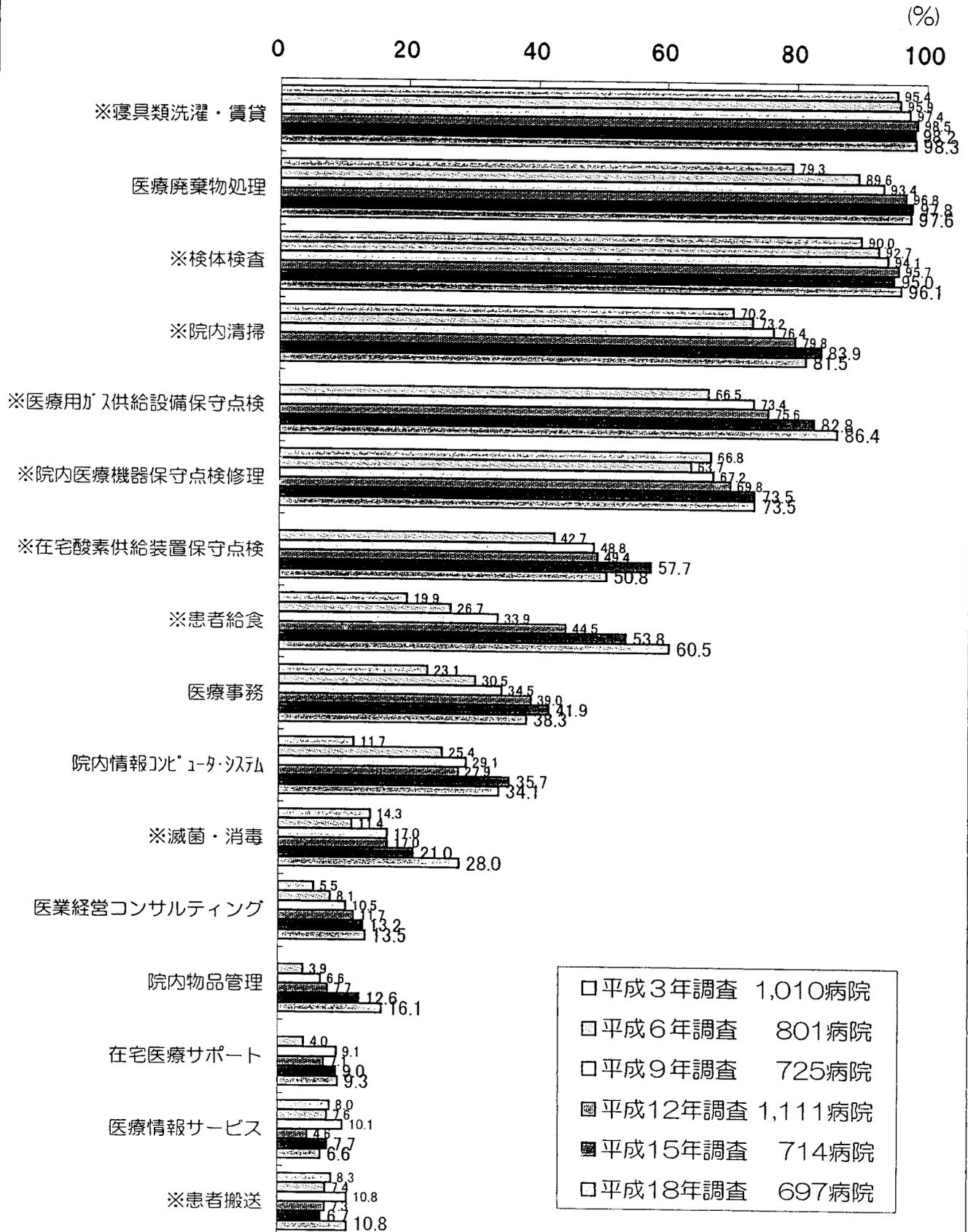


經 濟 課

1. 医療関連サービスの委託率の推移



2. 衛生検査所の現状

(1) 経営主体別

区分	公立	医師会	技師会	薬剤師会	他の社団法人	財団法人	医療法人	株式会社	有限会社	個人	その他の法人	その他	合計
17. 1. 1	17	61	1	8	26	69	3	605	77	26	7	1	901
18. 1. 1	14	61	1	9	23	70	3	608	83	24	7	0	903
19. 1. 1	15	62	1	9	21	71	3	625	82	28	9	0	926
20. 1. 1	14	61	1	9	21	71	4	623	78	28	8	0	918
21. 1. 1	14 ⁽¹⁾	62	1	10	20 ⁽¹⁾	70	4	606 ^{(50)<18>}	74 ⁽³⁾	26 ⁽¹⁾	7	0	894 ^{(56)<18>}
比率(%)	1.6	6.9	0.1	1.1	2.2	7.8	0.4	67.8	8.3	2.9	0.8	0.0	100

(注) 1. ()内は、血清分離のみを行っている衛生検査所の再掲である。

2. < >内は、RIを使用している衛生検査所の再掲である。

(2) 従事者数別

区分	5人以下	6~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~199人	200人以上	合計
17. 1. 1	237	174	246	78	71	51	28	16	901
18. 1. 1	243	165	240	84	72	54	25	20	903
19. 1. 1	258	174	236	88	75	50	30	15	926
20. 1. 1	259	173	226	87	80	49	30	14	918
21. 1. 1	248	165	231	80	79	52	24	15	894
比率(%)	27.7	18.5	25.8	8.9	8.8	5.8	2.7	1.7	100
	89.8					5.8	4.4		

(3) 登録検査業務別

区分	微生物学的検査	血清学的検査	血液学的検査	病理学的検査	寄生虫学的検査	生化学的検査	血清分離のみ	RI使用(再掲)
17. 1. 1	372	581	570	248	362	634	64	26
18. 1. 1	373	583	567	248	363	633	64	23
19. 1. 1	381	585	569	254	364	635	68	23
20. 1. 1	374	586	574	250	360	649	55	19
21. 1. 1	364	575	556	245	355	629	56	18
比率(%)	40.7	64.3	62.2	27.4	39.7	70.4	6.3	2.0

(4) 登録検査業務数別

区分	登録6	登録5	登録4	登録3	登録2	登録1	合計
17. 1. 1	117	128	63	290	64	239	901
18. 1. 1	115	127	71	284	64	242	903
19. 1. 1	111	127	75	286	70	257	926
20. 1. 1	106	128	75	294	75	240	918
21. 1. 1	102	128	76	282	73	(56) 233	894
比率(%)	11.4	14.3	8.5	31.5	8.2	(6.3) 26.1	100

(注) ()内は、血清分離のみを行っている衛生検査所の再掲である。

3. 都道府県別衛生検査所数の推移

都道府県名	昭和55年	昭和56年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
北海道	27	32	40	37	38	48	50	49	51	51	53	57	57	59	59	60	61	61	60	58	61	63	62	64	61	59	62	64	64	
青森	7	7	8	9	9	9	7	8	7	7	8	8	8	8	8	8	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
岩手	6	5	6	7	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	12	12	12	11	11	12	12	12	11	11	11	
宮城	12	11	14	16	16	16	15	17	17	16	16	15	16	17	18	19	18	18	17	17	16	16	17	18	18	18	20	20	20	
秋田	8	8	9	9	9	7	7	7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	8	7	7	7	8	8	8	10	10	9	
山形	9	10	9	9	8	8	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	7	5	5	5	5	6	6	6	6	
福島	12	12	14	16	15	19	18	19	16	17	17	17	18	17	18	17	17	16	16	16	15	14	13	13	12	14	16	16	17	
茨城	9	8	12	13	12	13	12	13	14	14	15	15	15	15	16	16	18	18	17	16	16	17	16	15	17	17	17	16	15	
栃木	11	11	13	12	12	13	12	12	13	12	12	12	10	10	10	10	11	12	11	12	11	12	13	14	14	14	14	14	13	12
群馬	13	5	6	7	7	7	6	7	7	6	6	6	6	8	7	8	9	10	10	10	9	9	10	12	11	14	14	14	13	12
埼玉	19	20	21	21	23	25	26	25	27	25	24	23	22	21	20	22	22	20	22	24	25	26	30	30	30	28	27	26	26	26
千葉	13	12	16	17	16	18	15	13	14	15	15	14	14	16	15	16	17	19	21	22	22	21	20	22	23	23	23	20	20	
東京	61	69	76	77	84	88	89	88	82	89	87	89	88	90	87	89	82	80	79	75	74	70	69	69	72	72	78	78	72	
神奈川	21	24	24	24	28	29	29	31	31	30	30	32	33	36	36	38	37	36	40	41	40	41	40	38	42	39	40	40	38	
新潟	17	19	23	22	23	22	22	21	24	25	25	26	27	29	30	29	29	31	31	30	30	30	30	30	30	30	30	27	27	27
富山	13	8	10	10	8	9	8	8	8	8	8	7	7	8	10	11	9	8	8	7	8	8	8	8	8	9	10	9	8	
石川	6	7	8	8	8	10	10	10	10	9	9	9	9	10	10	10	11	13	13	13	12	13	13	13	13	13	14	11	11	
福井	6	6	7	6	6	6	6	8	8	10	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	8	8	
山梨	6	4	7	6	6	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	5	5	7	8	8	
長野	29	19	21	21	19	19	20	20	21	20	20	20	21	22	23	23	23	25	25	25	26	25	26	26	26	27	28	29	28	28
岐阜	12	11	13	14	13	15	15	14	15	14	14	14	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14	13	13	14	13	12	
静岡	23	20	26	26	26	26	22	21	20	24	23	24	24	25	23	23	22	23	25	25	25	28	30	30	29	29	30	30	30	
愛知	49	43	46	47	49	48	50	49	50	47	49	52	51	49	51	50	49	49	48	46	43	43	40	42	43	42	45	47	45	
三重	11	8	9	9	10	10	10	10	10	11	12	13	13	13	14	14	15	14	13	13	13	13	13	13	12	11	11	11	11	
滋賀	2	2	4	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	7	9	9	9	9	8	7	8	8	
京都	15	21	21	21	21	26	24	24	24	25	29	30	32	31	32	32	32	32	31	31	33	33	31	31	32	28	32	32	30	
大阪	34	41	44	47	53	54	55	56	57	53	55	57	54	57	59	62	60	61	60	60	59	56	55	54	54	57	56	56	56	
兵庫	23	23	26	27	27	25	21	22	21	22	25	27	25	32	32	32	30	29	30	30	33	33	31	31	31	31	31	30	26	
奈良	4	3	6	7	8	8	8	8	6	5	5	5	7	7	5	5	5	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	6	6	
和歌山	7	8	8	8	8	9	9	8	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	8	8	8	
鳥取	5	2	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	7	8	7	9	8	8	8	8	8	8	8	9	9	8	7	
島根	6	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	
岡山	9	9	9	10	10	10	8	8	9	9	9	9	9	9	11	11	12	12	11	10	9	10	10	10	9	9	9	9	9	
広島	19	22	20	21	19	21	21	20	20	21	19	21	22	23	23	23	26	28	29	29	29	30	30	29	31	31	31	30	30	
山口	10	11	15	14	14	12	13	13	14	16	16	16	16	16	17	18	17	16	16	16	17	16	15	15	15	15	15	14	14	
徳島	8	9	10	10	11	11	10	10	10	10	9	9	9	10	11	13	13	12	11	11	9	8	8	8	8	8	8	7	7	
香川	6	8	8	9	9	10	10	11	12	13	13	13	13	13	13	13	11	11	11	11	11	11	11	11	10	9	9	9	9	
愛媛	11	12	13	14	14	14	14	14	16	16	16	15	15	15	15	15	15	16	13	14	14	14	14	11	11	11	10	10	10	
高知	7	5	5	5	8	8	7	8	7	7	8	8	7	7	8	9	9	11	11	10	10	10	8	7	6	6	7	7	7	
福岡	33	42	47	47	51	51	43	43	44	45	44	46	46	45	45	46	45	49	47	46	45	44	44	43	43	42	43	42	42	
佐賀	4	6	6	5	4	5	4	4	4	4	5	6	6	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	
長崎	14	13	15	16	16	16	14	12	12	12	14	14	12	14	15	16	17	16	16	16	16	15	14	14	15	16	16	17	16	
熊本	16	10	20	20	18	17	18	17	17	17	18	18	19	19	20	22	21	23	23	23	22	23	21	21	21	22	22	23	23	
大分	9	9	8	9	9	8	9	8	9	8	8	8	8	9	10	9	9	9	9	9	10	10	8	8	8	9	9	9	9	
宮崎	9	9	12	13	14	13	12	13	11	10	9	9	9	8	8	8	9	8	9	9	9	8	8	9	10	11	11	10	10	
鹿児島	15	16	17	19	22	22	21	21	23	24	24	25	23	24	24	24	25	24	25	25	27	27	26	26	26	26	26	26	25	
沖縄	5	3	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	7	6	5	5	5	5	6	6	5	7	8	8	9	8	9	9	
計	671	667	769	785	813	841	808	814	816	828	837	857	852	878	888	909	900	916	914	912	907	906	896	893	901	903	926	918	894	
指数	101	100	115	118	122	126	121	122	122	124	126	129	128	132	133	136	135	137	137	137	136	136	134	134	135	135	139	138	134	

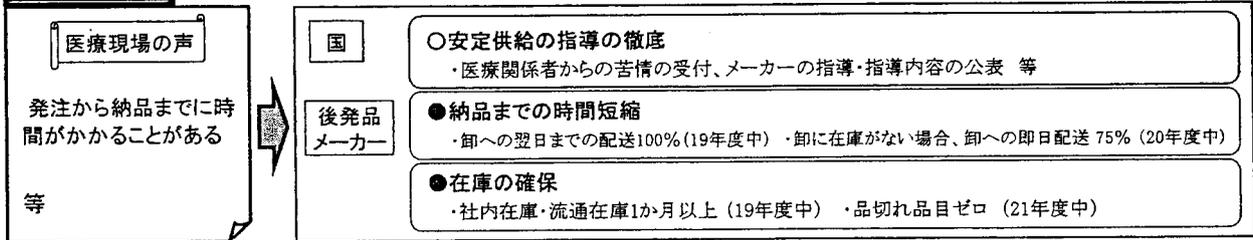
※ 昭和55年は11月1日現在、昭和56年は10月1日現在、昭和58年～平成10年は2月1日現在、平成11年以降は1月1日現在である。
 なお、昭和57年については不明である。
 登録が義務づけられた昭和56年を指数100とした。

4. 後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム(概要)

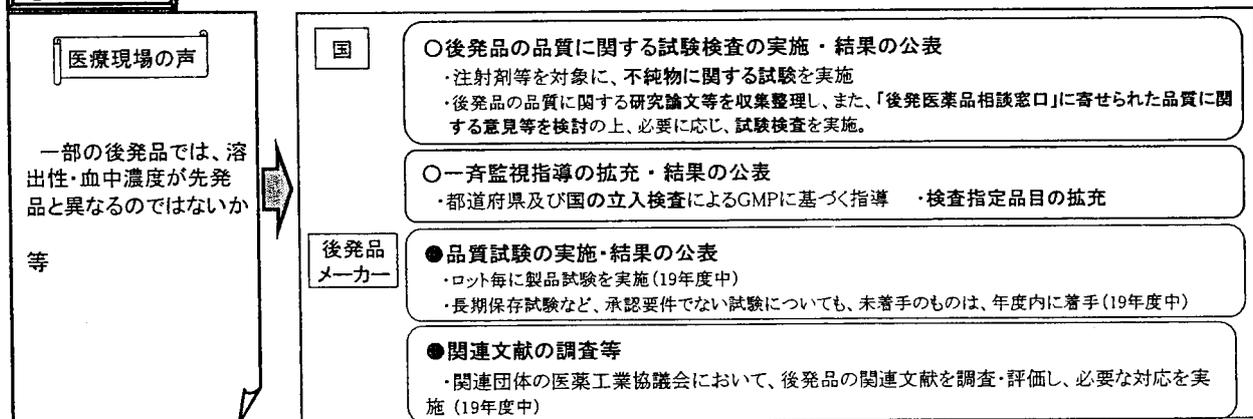
後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム(概要)

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状から倍増)以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

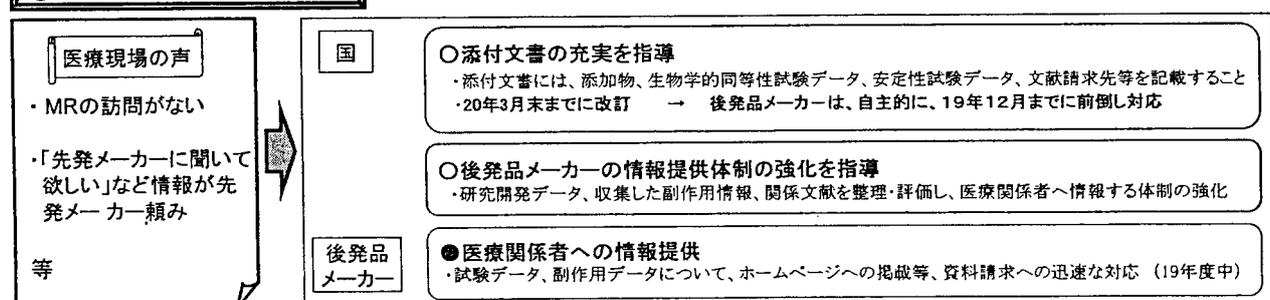
①安定供給



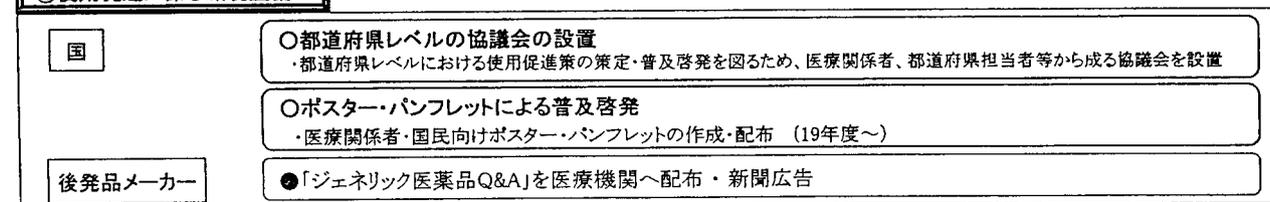
②品質確保



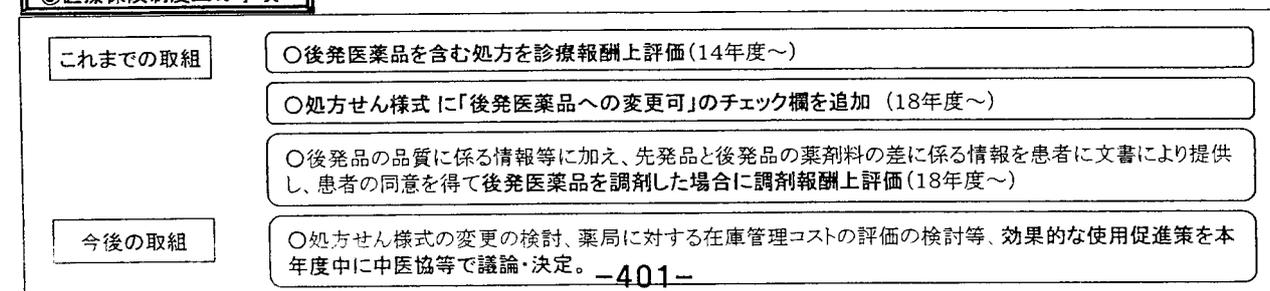
③後発品メーカーによる情報提供



④使用促進に係る環境整備



⑤医療保険制度上の事項



「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」の実施状況について(概要) 平成20年7月9日

○「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日策定)に掲げる主な項目の実施状況(平成20年4月現在)は、以下の通り。

○後発医薬品メーカーが取り組むべき項目については、日本ジェネリック製薬協会(旧医薬工業協議会)の協力を得て、同協会の会員会社における実施状況を取りまとめたものである。(調査対象会社:40社、調査対象期間:平成19年10月1日～平成20年3月31日)

後発医薬品メーカーの取組

取組項目		平成19年度末までの目標	実施状況
安定供給	納品までの時間短縮	卸への翌日までの配送 100%	○卸業者が納期(翌日納品等)を指定する場合に、当該指定納期に配送する体制を構築
	在庫の確保	社内在庫1ヵ月以上、流通在庫1ヵ月以上	○社内在庫(1社平均) 2.72ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし) ○流通在庫(1社平均) 1.26ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし) ※流通在庫には、卸のほか、販社、代理店、委託業者の配送センターの在庫を含む
	後発医薬品の数量シェア拡大への対応	各メーカーの供給能力増強計画を明示	○平成24年度には、平成18年度実績に比べ、内服薬は4.0倍、注射薬は2.5倍、外用剤は5.0倍の供給能力の確保を計画(各社合計)
品質確保	品質試験の実施等	・規格及び試験方法に基づく製品試験の結果のロット毎の情報提供 ・長期保存試験等、承認要件でない試験についても、未着手の場合、年度内に着手するとともに、試験結果を情報提供	○ロット毎の製品試験の情報提供体制を確保し、全品目(4294品目)の情報提供が可能。 ○長期保存試験、無包装状態での安定性試験の情報提供体制を確保し、試験を完了したもものから順次、情報提供が可能。未着手のものは、全て平成19年度内に着手済
	添付文書の充実	19年12月末までに100%完了	○平成19年12月末時点において、99.6%について改訂を実施 ○平成20年1月中に全品目について、改訂を完了
情報提供	医療関係者への情報提供	自社ホームページへの掲載を含め、資料請求に対する迅速な対応を確保(生物学的同等性試験・溶出試験・安定性試験データ、副作用データ等)	○対象全品目について、資料請求に対する情報提供体制を確保

国の取組

取組項目	実施状況
使用促進に係る環境整備	後発医薬品の普及に資するポスター等の作成 一般向けポスター、医療関係者向けパンフレットを作成・配布
医療保険制度上の事項	効果的な使用促進策を中薬協等で議論し、決定 平成20年度診療報酬改定において、処方せん様式の変更等の措置を講じた。

5. 平成21年度後発医薬品の使用促進のための取組

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進のための取組
(平成21年度予算政府案)

※()内金額はH20' 予算額。

計 9.2億円(2.4億円)

○後発医薬品周知事業経費(保険局)

608百万円(0円;新規)

保険者による被保険者(患者)に対する普及啓発として、「後発医薬品の使用お願いカード」を原則全ての被保険者に配付する等、保険者の取り組みが進むよう各般の施策を講ずる。

○後発医薬品の使用促進対策費(医政局)

114百万円(45百万円)

後発医薬品に係る理解を向上させるため、関係者を構成員とする都道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を検討・実施する。また、地域で薬局の後発医薬品取扱いリスト等を作成し域内の医療機関で共有化を図る。併せて、昨年に引き続き、パンフレットの作成・配付やシンポジウムの開催による普及啓発等を行う。

○後発医薬品品質情報提供等推進費(医薬食品局)

145百万円(146百万円)

後発医薬品の品質の信頼性の向上を図るため、学会等での発表・研究論文や(独)医薬品医療機器総合機構の後発医薬品相談窓口へ寄せられた医療現場等からの後発医薬品の品質に関する意見・質問・情報等について、必要に応じて当該品目に関する試験検査を実施することでその品質の確認を行い、結果を公表することにより、国民や医療現場における後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図る。

○後発医薬品品質確保対策費(医薬食品局)

44百万円(44百万円)

先発医薬品と後発医薬品の同等性を確保するため、一斉監視指導において立入検査によるGMP/バリデーションの指導及び許可製品の一斉取去・品質検査により品質を確認し、その結果を公表するとともに、メーカーの自己責任体制の確立を促し、一層の品質確保を図る。

○診療内容及び薬剤使用状況調査費(保険局)

6百万円(7百万円)

欧米諸国における後発医薬品の使用状況について調査を行う。

6. 後発医薬品の安心使用促進のための協議会について

1. 目的

政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）においても、「平成 24 年度までに、後発医薬品の数量シェアを 30%（現状から倍増）以上にする」方針が示されているところである。

本事業は、後発医薬品にかかる理解を向上させるため、各都道府県における実情に応じ、都道府県事業として、医療関係者等を構成員とする「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」を設置し、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行い、各都道府県における後発医薬品の安心使用促進計画の策定を目的とする。

2. 実施状況

平成 20 年度 47 都道府県中 29 都道府県が委託事業を実施

3. 20 年度予算額

37,694 千円（約 1.3 百万円／県）

※ なお、21 年度予算案については、さらに事業を拡充させるため、106,372 千円で計上している。（47 都道府県分 2.3 百万円）

4. 事業内容（例）

- ① ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の設置・運営
 - ・ 医師、歯科医師、薬剤師、業界、消費者、保険者、行政等で構成
 - ・ 後発医薬品について、現状把握、問題点の洗い出し、調査・検討を行う
- ② 一般国民向け普及啓発用ガイドブックの作成及び講演の実施
- ③ ジェネリック医薬品に関するアンケート調査の実施
 - 対象 病院・診療所開設者、調剤薬局及び県民

7. 平成20年度 価格妥結状況調査結果概要(12月取引分)

○調査客体及び回収状況

卸連加盟会社62社を対象に62社から回答(回収率 100%)

○調査概要

① 調査内容

ア. 全ての医療機関、薬局を対象に実施

イ. 20年12月1ヶ月間の取引高における妥結状況を薬価ベースで調査

$$\text{妥結率} = \frac{\text{価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}$$

② 調査結果

ア. 医療機関・薬局区分別妥結状況

区分	妥結率
病院(総計)	65.7%
200床以上	61.5%
その他	80.0%
診療所	93.4%
(医療機関計)	(76.3%)
チェーン薬局(20店舗以上)	85.0%
その他の薬局	88.1%
(保険薬局計)	(87.4%)
総合計	81.6%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

イ. 医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況：別添参照

(別添)

医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況

(対象：200床以上の医療機関)

(単位：%)

設 置 者		妥結率 (H20.12 取引金額ベース)				
		全体	対A卸	対B卸	対C卸	対D卸
病 院 (2,732)		61.5	64.3	60.8	50.0	62.7
1	国 (厚生労働省) (21)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2	国 (独法・国立病院機構) (138)	99.4	100.0	100.0	99.5	100.0
3	国 (国立大学法人) (42)	91.0	98.0	86.5	72.9	91.4
4	国 (独法・労働者健康福祉機構) (33)	21.3	20.9	24.2	32.4	10.1
5	国 (その他) (6)	54.1	15.7	44.4	100.0	66.3
6	都道府県 (157)	73.9	79.9	61.5	75.2	78.0
7	市町村 (300)	55.5	53.7	54.5	46.9	54.3
8	日 赤 (69)	28.3	21.7	40.3	11.7	31.1
9	済生会 (52)	23.6	21.6	34.6	20.2	20.4
10	北海道社会事業協会 (5)	60.9	-	100.0	25.5	62.1
11	厚生連 (80)	32.2	38.8	26.0	5.7	43.8
12	全社連 (37)	59.4	81.3	60.5	54.3	74.7
13	厚生団 (7)	1.1	0.0	0.0	2.4	0.0
14	船員保険会 (3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	健保組合・その連合会 (4)	45.1	29.0	20.9	0.0	71.9
16	共済組合・その連合会 (36)	65.1	72.3	62.8	79.0	70.6
17	国民健康保険組合 (1)	5.9	-	0.0	0.0	0.0
18	公益法人 (190)	49.6	48.0	55.6	46.8	52.1
19	医療法人 (1,311)	77.6	79.0	74.9	76.0	76.4
20	学校法人 (76)	55.1	67.5	54.2	22.9	65.9
21	会 社 (22)	63.3	91.2	82.9	70.2	41.5
22	その他の法人 (98)	63.8	67.9	63.1	40.0	56.2
23	個 人 (44)	85.1	87.7	75.7	87.3	85.7

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。

※平成20年12月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。

※薬価基準ベースの金額に換算。

※特に売上の高い主要卸 (A, B, C, D) について再掲。

価格妥結状況調査結果（改定一年目）比較表

区 分	6月	7月			9月	10月			12月	1月
	20年	18年	20年	伸び	20年	18年	20年	伸び	20年	19年
病 院	29.7	30.7	33.6	2.9	51.2	37.5	50.7	13.2	65.7	43.6
200床以上	26.8	-	29.4	-	46.7	30.6	44.7	14.1	61.5	36.0
そ の 他	40.2	-	48.4	-	66.8	60.7	71.8	11.1	80.0	68.1
診 療 所	72.8	73.9	78.2	4.3	88.6	84.8	89.9	5.1	93.4	88.5
（医療機関計）	(45.9)	(46.8)	(50.2)	(3.4)	(66.1)	(55.4)	(65.7)	(10.3)	(76.3)	(61.4)
チェーン薬局 （20店舗以上）	22.8	8.5	30.4	21.9	71.7	14.4	68.9	54.5	85.0	19.0
その他の薬局	40.6	47.4	51.1	3.7	77.2	62.2	81.0	18.8	88.1	70.4
（保険薬局計）	(37.0)	(39.3)	(46.8)	(7.5)	(76.1)	(52.9)	(78.2)	(25.3)	(87.4)	(60.8)
総 合 計	<u>41.5</u>	<u>43.4</u>	<u>48.5</u>	<u>5.1</u>	<u>70.9</u>	<u>54.2</u>	<u>71.8</u>	<u>17.6</u>	<u>81.6</u>	<u>61.1</u>

8. 「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について(経済課長通知)」

医政経発第1117001号
平成20年11月17日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長

医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について

長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入については、薬価調査の信頼性を確保する観点からは不適切な取引であり、これまでもその是正を図るよう貴管轄下の各流通当事者へのご指導をお願いしてきたところです。

また、昨年9月には「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」(以下「流改懇」という。)において「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」(以下「緊急提言」という。)が取りまとめられたことから、これに沿った流通改善の一層の推進にご協力いただくよう、あらためて貴管轄下の各流通当事者に対する周知とご指導をお願いしたところです。

厚生労働省において本年度実施した医薬品卸売業者を対象とする別添「価格妥結状況調査結果」では、本年9月における全体の妥結率は70.9%であり、同じく薬価改定一年目である一昨年10月の54.2%に対し、16.7ポイントの改善が見られるなど流通改善に一定の成果が上がったことは、関係各位のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

しかしながら、緊急提言において長期にわたる未妥結の指標として示された6か月を超えてもなお、約30%の未妥結が残されており、11月5日に開催された流改懇においては、残された未妥結先においても年内には妥結するよう強く求められたところです。

このため、長期にわたる未妥結及び仮納入の是正をさらに進め、薬価調査の信頼性を確保する観点から、今後の医薬品の取引交渉を行うに当たり、公的医療保険制度に与る取引当事者双方に対し、下記のとおり要請します。

なお、経済課においては、引き続き薬価調査の一環として価格妥結状況調査を定期的に行い、その調査結果を公表するとともに、必要に応じて取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）を対象とした実情把握調査を実施することといたしますので、ご協力方お願いいたします。

また、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、当職から当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）に対し、改善指導等を行うことがあり得ることを申し添えます。

貴職におかれましては、医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正に向けた取組を促進するよう、貴管轄下の各流通当事者への更なる周知徹底及びご指導をお願いいたします。

記

1. 医薬品卸売業者

保険医療機関及び保険薬局との価格交渉を行うに当たり、医薬品卸売業者側に起因する未妥結・仮納入の要因を再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう改善策を講ずること。

2. 保険医療機関及び保険薬局

医薬品に係る取引価格が未妥結・仮納入の状態にある保険医療機関及び保険薬局においては、未妥結・仮納入の実情について再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう卸売業者との交渉に臨むこと。

以上

(別添添付省略)